

グレナダの入国規制措置（10月31日更新）

グレナダ政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

1 カリコム諸国（CARICOM）からの渡航者

渡航7日前以内に実施されたPCR検査陰性証明書の保持が必要（除く5歳以下の子ども）。加盟国からの渡航者は、それぞれの国に対するリスク区分により、以下2、あるいは3の規則が適用される。

※入国時のリスク区分については、到着前14日間以内に、居住、渡航あるいは乗り継ぎした国により決定される（以下、2及び3同様）。

2 低リスク国からの渡航者

※対象国は、政府HP入国規則上の低リスク国リストに掲載

渡航7日前以内に実施されたPCR検査陰性証明書の保持が必要（除く5歳以下の子ども）。検疫措置はなし。

3 その他の国からの渡航者

（1）渡航7日前以内に実施されたPCR検査陰性証明書の保持が必要（除く5歳以下の子ども）。

（2）監視及び検疫措置のため、認可された宿泊施設で最低限5日間の予約を行うこと。

（3）渡航者は4日目に、公共の場への外出許可を得るためPCR検査を受けるか、滞在期間中同宿泊施設内に留まるか選択出来る。公共の場への外出を希望する場合には、保健当局者からPCR検査陰性確認書及び許可を得る必要がある。

（4）居住者は4日目に、自宅への帰還前に、保健当局者からPCR検査陰性確認書及び許可を得る必要がある。

4 宿泊施設の予約、事前渡航フォーム、接触追跡携帯アプリ

（1）認可された宿泊施設（Pure Safe travel accommodations）で、宿泊予約を行うこと。また、オンライン上で、免責同意書を含めた事前渡航フォームの記入及び必要に応じ関連書類（PCR検査陰性証明書、予約証明書等）のアップロードを行うこと。

（2）接触追跡携帯アプリ（Ronatrak Mobile App）をダウンロードし、渡航前に登録を行うこと。ただし、現時点では同アプリはiphone上では適用外であり、

同携帯電話使用者は、本件措置の対象外となる。

5 到着時

(1) 全ての渡航者は、到着時に症状確認、体温検査及びその他検査の必要性の確認のため、スクリーニングが課される。

(2) 渡航者は、手続き済み健康申告書、免責同意書、公衆衛生位置情報フォーム及び PCR 検査陰性証明書等を検証のため出入国管理局に提示する必要がある。

6 滞在期間中

(1) 認可された宿泊施設 (Pure Safe travel accommodations) に滞在する渡航者は、原則到着時に検査は課されない。渡航者の同宿泊施設への移動は、認可された交通手段により行われ、追加の検査なしに同宿泊施設内で滞在できる。滞在終了時には、認可された交通手段により空港まで移動となる。

(2) 滞在期間中、同宿泊施設内から公共の場へ外出することを希望する渡航者は、滞在 4 日目またはそれ以降に PCR 検査を受ける必要があり、その結果が陰性であれば、同許可が下りることとなる。

参考：グレナダ政府 HP

<https://covid19.gov.gd/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。